

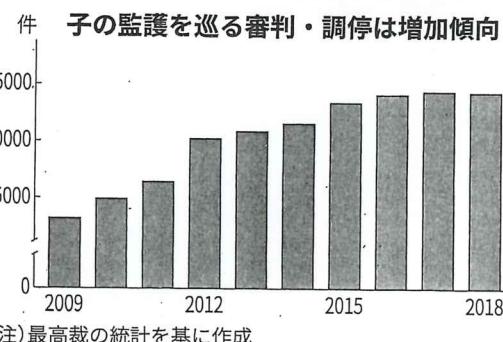
離婚後も「子どもに関わりたい」



集団提訴後に記者会見する原告ら(22日、東京都内)

離婚後に父母の一方しか子の親権を持てない「単独親権」の見直しを求める声が強まっている。親権を持たないため子どもに自由に会えなくなったという父母らが22日、現行制度は違憲として集団提訴した。単独親権を採用する国は先進国では珍しく、離婚後も子育てに関わり続けたいという人は増えているが、共同親権導入の是非を巡る議論も進んでいる。

「共同親権」広がる議論



親との面会は「子の権利」

法務省の委託調査などによるところ、米国や英国など離婚後の共同親権を認める国は多い。親との面会交流は「子の権利」として位置づけられ、子の意見を聴いた上で積極的に交流を認める傾向が強いという。

戦後の民法改正で現在の制度は、父の単独親権が原則で、母が親権者になるのは父の死亡など例外的な場合に限られていた。

海外では積極交流

このほか、韓国は離婚後の親権について父を優先する原則があつたが、90年の民法改正で単独親権か共同親権かを選択できるようになつた。

「離婚や別居をするど、なぜ愛する子どもと会えないのか」。離婚などで子の養育に関わるのが難しくなった8都道府県の男女12人が22日、国に計1200万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こし、都内で記者会見した。弁護団によると、単独親権制度を違憲として国に賠償を求める集団訴訟は初めてという。訴状によると、12人は

原告の一人は、子どもが1歳半の時に離婚し約11年がたつが「年3回の面会交流が一度も守られただことがない」と訴えた。た。親権は親が子を保護・

離婚や別居などを機に子と自由に会うことができなくなつた。子を養育する権利は憲法が保障する基本的人権にあたり、離婚後の共同親権制度を整備しない国の対応は違法と訴えている。

原告の一人は、子どもが1歳半の時に離婚し約11年がたつが「年3回の面会交流が一度も守られただことがない」と訴えた。た。親権は親が子を保護・

離婚や別居などを機に子と自由に会うことができなくなつた。子を養育する権利は憲法が保障する基本的人権にあたり、離婚後の共同親権制度を整備しない国の対応は違法と訴えている。

原告の一人は、子どもが1歳半の時に離婚し約11年がたつが「年3回の面会交流が一度も守られただことがない」と訴えた。た。親権は親が子を保護・

離婚や別居などを機に子と自由に会うことができなくなつた。子を養育する権利は憲法が保障する基本的人権にあたり、離婚後の共同親権制度を整備しない国の対応は違法と訴えている。

専門家は背景として、共働き世帯や育児参加する父親の増加、少子化などの背景に、子と親の結びつきが強くなっていることを指摘する。

こうした状況を受け大学教授や裁判官による研究会が11月、離婚後の共同親権導入の是非について議論を始めた。

早稲田大の棚村政行教授(家族法)は「共同親権は世界的な流れだが、導入であらゆる問題が解決するわけではない」と指摘。「親権の見直しにあたっては子の権利を最優先に考え、虐待やDV被害への支援体制をどう整えるかといった包括的な議論が必要だ」と話している。

監督し、教育を受けさせたり財産を管理したりする義務と権利を指す。民法は婚姻中は父母が共同

離婚に際して子の権利を巡る争いは増えている。

虐待やドメスティックバイオレンス(DV)を理由に離婚するケースもあるため、導入を前提とした場合、どのようなケ

ーで共同親権を認める

かや、父母がどのように養育に伴う決定に関わるかを整理する。そのうえで、導入が必要と法相

が判断すれば、法制審議会に諮問することにな

る。